記入日

月 年

## ひとり親家庭状況申告書

ひと	り	親世帯用
$\sim$	_	7124 E- 114 / 14

府中市長							•
,,,	Æ	主 所					
	<u>{</u>	呆護者氏名			*児童	との続柄 (父・日	卦 )
	<del>信</del>	直話番号		_			
現在の状況につい	て、次のとおり申告	告します。					
※ 裏面の「必要:	書類一覧」に記載る	されている	<b>書類を添付</b> し	てください。	)		
	した場合は、利用す						
※ 離婚・調停を とり親の対象外	していても、相手。 となります。	と住民票上の	の同住所、か	つ、同世帯	となってい	<b>^る場合、</b> 	ひ
ァッガナ 児童氏名			( 生年	月日:	年	月 日	)
ひとり親になった 理由	□ 離婚(住民票も別□ 死別 □ 行方ろ		調停中(住民票で 禁 🛘 その他		:婚(住民票も )	,別)	
事実発生年月日	年 月	日					
※ 入所申込みに	当たり参考とさせ <sup>・</sup>	ていただく	ため、次の質	問にお答え	ください。	なお、未	記
入の場合は調整	点の加算ができない	ハことがあり	ります。				
<b>** + ( * )</b>	氏 名						
前 夫 (妻 ) 又は	住所						
スは 子の父(母)	(住民登録地)						
の状況	同居の有無	□ 有(	予定の場合:	年	月から)	□無	
祖父母(保護者の父母) の状況	同居の有無	□ 有(	予定の場合:	年	月から)	□無	
単身異性との同居		有					
	□有 □停止中	 □申請中(	年	月 日	申請)		
児童扶養手当	□無(理由:	— 1 F13 1 X	)		1 1147		
受給資格の有無	【申請中・無の方	は次も図を	してください	\ <sub>°</sub> ]			
※児童手当では	戸籍全部事項証	明書(戸籍)	謄本) を子育て	「応援課に			
<u>ありません。</u>	□提出済・						
	※未提出の場合						
	即して住民登録を	異 野できな	い事情かある	万は、次の	該当する場	目につい	7
- <b>お答えください。</b> 1 - 配偶者又は内線	<b>。</b> 縁者からの暴力に 』	上り 食休台	5合除があるナ	をみ (相談)	生.		)
現在の住民登録		トソ、カ 四日	3)国際(2)(3)		<i>/</i> L •		)
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	る 縁者が行方不明のた	= X)					,
	月から行方不明		F 月に警察	察へ届出	受理番号:		)
3 その他(					-		)
	保育所(園)	IP ,		7 J J	<i>†</i>		
《申込みの場合け 第1 <i>条</i>	幼稚園 r望の保育所等名を記入し		ス 申込・入所	(園)  児童   は  全ての児童	<u>名</u> こついて記入し	 てください	-

受付	副

## ひとり親世帯の保育所等入所申込み必要書類一覧

申込みの際に「ひとり親家庭状況申告書」(この用紙)に次の書類を添付して提出してください。

- ※ 状況が変更となった場合には、お早めに該当する書類を提出してください。
- ※ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)は申込締切日から6か月以内に発行したものに限ります。

該当する状況	提出書類
	府中市で受給している場合
	提出書類はありません。
児童扶養手当を受給している方	府中市外で受給している場合
※児童手当ではありません	提出日時点で最新の児童扶養手当証書の写し
	※上記書類がない方は、
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)※写し可
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※写し可
離婚・未婚・死別等だが、児童扶養手当を受	※離婚直後で戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を
給していない方	提出できない場合は、離婚届の受理証明書(写
	し可) でも可
	府中市で受給している場合
	提出書類はありません。
児童扶養手当の受給が所得制限により停止	府中市外で受給している場合
している方	最新の児童扶養手当証書の写し
	※上記書類がない方は、
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※写し可
旧卒仕業エルと中誌中の士	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※写し可
児童扶養手当を申請中の方	(子育て応援課へ提出済みの場合は不要)
	離婚調停(裁判)中であることが分かる裁判所
	から発行された書類
離婚調停中の方	期日通知書、事件係属通知書等
	・夫婦関係調整事件に限ります。
	・弁護士が証明した書類は一切受付できません。
実態に即して住民登録を異動できない事情	異動できない事情が分かる書類(公的機関から
がある方	発行されたものに限る。)
N. M.	(配偶者暴力相談支援センター★、警察等の公的機関からの証明)

★東京都女性相談センター(渋谷区)東京都女性相談センター多摩支所(立川市)電話 03-5261-3110東京都女性相談センター多摩支所(立川市)

※ ひとり親とは、上記いずれかの状態にあり、かつ、住民票上も父(母)と別居している状態をいいます。